

社会福祉法人 ひつじ 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひつじ（以下、「法人」という。）の役員、評議員等（以下、「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬は、次の表に定めるとおりとする。

区 分	報 酬 の 額
理 事 長	月額 150,000円

(費用弁償)

第3条 費用弁償を行う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事（理事長を除く）、監事、評議員
- (2) その他理事長が費用弁償の必要を認めた者
- 2 役員等が、次の会議等に出席する場合に費用弁償する。
 - (1) 理事会、評議員会
 - (2) 定期及び臨時の監事監査
 - (3) 行政機関による指導、監査等の立会い
 - (4) 研修会、他施設の視察
 - (5) その他理事長の要請を受けて出席する会議
- 3 前項の（1）から（3）の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給する。

区 分	1日あたりの額
理事、監事、評議員	5,000円
その他理事長が費用弁償の必要を認めた者	5,000円

- 4 第2項の（4）、（5）の場合は、法人の職員出張旅費規程に定める旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 職員のうち、法人の役員等を兼務する者が、第3条第2項の（1）から（3）の会議等に出席する場合は、前条の規定にかかわらず、職員出張旅費規程に定める旅費のみを支給する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、費用弁償に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。